

平成23年度厚生労働省税制改正要望の主な事項

医療、介護、福祉、雇用、年金等の各制度が相まって国民一人一人が安心して暮らせる社会を目指し、平成23年度予算概算要求と併せて平成23年度税制改正要望を「**少子高齢社会を克服する日本モデル**」の構築に向けた**第一歩**と位置付ける。

すなわち、これまでの「**消費型・保護型社会保障**」を転換し、広く国民全体の可能性を引き出す**参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）**の構築を目指し、下記の4つの目的が達成できるよう、必要な施策を推進する。

- ・いきいきと働く（労働に参加する）
- ・地域で暮らし続ける（地域に参加する）
- ・格差・貧困を少なくする（機会の平等を実現し、社会に参加する）
- ・質の高いサービスを利用する（健康な暮らしに参加する）

新成長戦略と付した項目は**新成長戦略**(平成22年6月18日閣議決定)に関連する要望事項である。

<目的①>いきいきと働く

障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長 **新成長戦略**

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度並びに不動産取得税及び固定資産税の特例措置の適用期限を延長する。

教育訓練費に関する税額控除制度の適用期限の延長 **新成長戦略**

中小企業を対象とする、教育訓練費の一定割合（8～12%）を税額控除（注1）することができる特例措置の適用期限を延長する。

<目的②>地域で暮らし続ける

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 **新成長戦略**

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現するための包括的・一元的な制度の構築に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制 **新成長戦略**

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅（仮称）について、現行の高齢者向け優良賃貸住宅（注2）に関する建設促進税制と同様の措置等を講じる。

譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業（注3）である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっている通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講じる。

医業継続に関する相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設 **新成長戦略**

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡により相続が発生するなどしても医業の継続に支障をきたさないよう、期限（最長3年間）内に持分のない医療法人への移行に関する定款変更等を行った場合に、相続税・贈与税の納税猶予等を行う特例措置を講じる。

＜目的③＞格差・貧困を少なくする

平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置 新成長戦略

平成23年度以降の「子ども手当」について、予算編成過程での検討を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金（注4）のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、廃止期限後も給付時等の課税について優遇措置を継続する。

＜目的④＞質の高いサービスを利用する

高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 新成長戦略

病院又は診療所等を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器を取得した場合の特別償却制度（注5）の適用期限を延長する。

試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充 新成長戦略

医薬品・医療機器関連企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の一定割合を税額控除する特例措置の拡充を行う。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

社会保障に関する経費の安定財源を確保するための税制上の所要の措置

高齢化等に対応し、基礎年金国庫負担割合2分の1の確保など、社会保障に関する経費の安定財源を確保するための税制上の所要の措置を講じる。

（参考）用語解説

（注1）税額控除・・・課税対象の所得に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除する。

（注2）高齢者向け優良賃貸住宅・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく、高齢者が安全に安心して居住できるように、バリアフリー化等されている賃貸住宅。

（注3）第2種社会福祉事業・・・「社会福祉法」に基づく社会福祉を目的とする事業。第1種社会福祉事業は主に入所サービスであり、第2種社会福祉事業は主に通所サービスや訪問サービスである。

（注4）適格退職年金・・・企業が社外に積み立てる年金資産について税制上の特例措置を講じる制度。平成23年度末の廃止までに受給権保護の仕組みが優れている企業年金等への移行等が必要。

（注5）減価償却・・・法人税等の計算において、固定資産の購入時点で一括して費用計上するのではなく、耐用年数に応じて一部ずつ費用として計上する仕組み。

（例：100万円（耐用年数5年）の固定資産の場合、5年間20万円ずつ費用に参入（特別償却）・・・2年目以降の減価償却費について購入価額の一定割合を先取できる仕組み

（例：100万円（耐用年数5年）の固定資産の場合、1年目30万円（10%（10万円）の特別償却）2～4年目20万円、5年目10万円を費用に参入）